

普通貯金無利息型（決済用）（リーフ式）規定

1.（証券類の受入れ）

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2.（振込金の受入れ）

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この貯金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、受払の受入記帳行に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛てに発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4.（貯金の払戻し）

- (1) この貯金を払戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2) 前項の払戻しまたは解約の手続に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当会所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払をする場合にその総額が貯金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

5.（残高の報告）

この貯金の取引には通帳は発行しません。この貯金の受払および残高については、当会所定の方法により報告します。

6.（利息）

この貯金には利息はつけません。

7.（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの貯金の払戻しまたは解約は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

9. (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会 J A ネットバンク利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引に係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

11. (取引の制限等)

- (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 2 項に基づく取引等の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が第 10 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

- ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
- ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に解約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所に宛て当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第19条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更
 - B 取引店舗の変更
 - C 相続等による口座名義人の変更

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。
ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り
ます。

④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

(4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

19. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。

(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0

円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落としは、第12条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。

(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

20. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2025 年 4 月 1 日現在)